

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木マネジメント部地域デザイン推進局建築安全推進課において閲覧できます。

令和三年五月二十一日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

令和三年三月二十六日奈良県指令建第一〇六一一六四号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和三年五月十三日建第九七九二号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

高市郡高取町大字清水谷一一一番三、一一二番一、一一三番一、一一四番、一一五番、一二三番一、一二四番三、一二六番一及び二八七三番の各一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

高市郡高取町大字観覚寺九九〇―一

高取町長 中川裕介

一 許可番号

令和三年三月十七日奈良県指令建第一〇六一一三五号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和三年五月十三日建第九七九三号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

大和高田市大字奥田四九八番一の一部及び五三七番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大和高田市大字奥田四七五番地

中川実

中川淳子